

兒童心得

靜岡縣學務課編輯

全

K110.1
180

B

I

64-3



静岡縣學務課編輯

兒童心得

全

濱松 三盟堂藏版

兒童

心得

第一條

朝早

起き

顔を洗ひ

口を嗽き

髪を櫛り

衣

服を正し

父母に禮を述

へ 食事終れハ 學校へ

出る用意をなし 先づ

静岡縣學務課編輯

筆紙書籍等を揃へ取落なき様いたすへ

第二條

参校ハ授業時間十分前たるへ

第三條

受業の時刻至れハ銘

の席に着き教師の指圖を待へ詩なくなて猥に教場に入る事なかれ

第四條

業に就てハ他念なく教師の托へを受け外

見雜談等 ならずなかれ

第五條

教師ハ 我ニ 學術を授
るの 恩人なれハ 敬禮
すべし

第六條

若し受業の 時限に後れ

參校する時ハ 其由を
教師に申出て 指圖を
待へし

第七條

學校の昇降 其他 外出
する時と 帰りたる時ハ
必ず 父母尊長に 其

由を告げて 禮をなすへ

第八條

出入の時 障子襖等の
開閉を静にすへ 書籍
の取扱ハ 丁寧にし 凡
にて 紙を傷め 又指に

唾して 開く事なかれ

第九條

總して 教師の意を服膺
し 我意我慢を 出さへ
からに 質問等あらは
し 手を上げて 之を知ら
ぬ 教師の 許しを受

けて 後に 言葉を發す

へ

第十條

子弟たるもの 平生の行儀を正しく 惡き遊ひをなさず 善き友に従ふへ

第十一條

朋友の 善き事あらハ之に倣ふへ 假にも人を誹議し 無益の爭論をなすなかれ

第十二條

學校へ 行厨の外 食物

又ハ玩具金錢を 持參
すへからに

第十三條

便所に行きたらは 心を
用ひ 衣服又ハ便所を
汚さぬ様にすへ

第十四條

知りたる人に 逢ふ時ハ
禮儀を盡して 挨拶
帽ある時ハ 之を脱す

第十五條

校内ハ勿論 他所たり共
相互の交りハ 親切に

な〜決して不敬不遜
の振舞あるへからに

第十六條

途中にて樹木菓實を
採り荒〜又ハ瓦礫
土塊を投る等の事あ
るへからに

第十七條

途中にて遊び無用の場
所に立へからに若〜
車馬に逢ふ時ハ傍に
避けて其過るを待ち
其前を馳過くへからに
児童心得終

兒童心得

明治十七年六月十一日御届
同 年七月廿日出版

定價金貳錢

編輯

静岡縣學務課

静岡縣下江國敷知郡濱松
別屋町八十二番地

編輯人

天野覺太郎